

# 伐採及び伐採後の造林の届出制度が変わりました

- ①立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」（以下、伐採届）
  - ②伐採が完了したときは「伐採に係る森林の状況報告」（令和4年4月1日以降に提出した伐採届に基づいて立木を伐採した場合）
  - ③造林が完了したときは「伐採後の造林に係る森林の状況報告」（平成29年4月1日以降に提出した伐採届に基づいて造林した場合）
- を提出することが森林法で義務付けられています。

※間伐する場合には「伐採に係る森林の状況報告」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

※伐採後に森林以外に転用する場合には「伐採後の造林に係る森林の状況報告」の提出は不要です。

## Q. 届出・報告の対象となる森林は？

対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている民有林（保安林を除く）です。  
なお、保安林の伐採や林地開発を行う場合は、手続きが異なりますのでご注意ください。

## Q. 誰が提出するの？

### ①伐採届

・「伐採届」は、森林所有者もしくは伐採をする（権原を有する）者が提出します。伐採をする（権原を有する）者と造林をする（権原を有する）者が異なる場合は連名で提出します。

添付計画書

- ・「伐採計画書」は、伐採をする（権限を有する）者が提出します。
- ・「造林計画書」は、造林をする（権限を有する）者が提出します。

### ②状況報告書

- ・「伐採に係る森林の状況報告書」は、伐採をする（権限を有する）者が提出します。
- ・「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」は造林をする（権原を有する）者が提出します。

## Q. いつ、どこへ提出するの？

- ・伐採届は、伐採を開始する日の90日から30日前までに。
- ・状況報告書は、伐採が完了した日から30日以内、造林（天然更新）が完了した日から30日以内に。

### ①伐採及び伐採後の造林の届出：

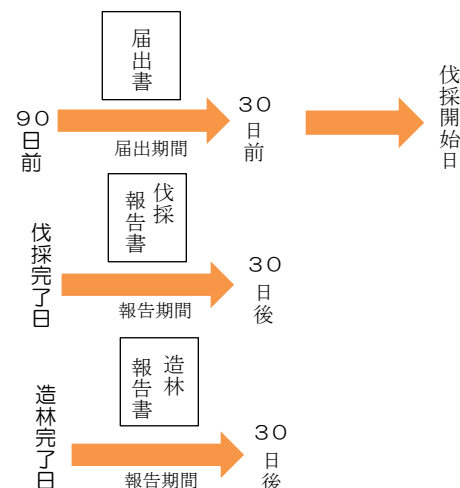
伐採を始める90日から30日前まで

### ②伐採に係る森林の状況報告書：

伐採を完了した日から30日以内

### ③伐採後の造林に係る森林の状況報告書：

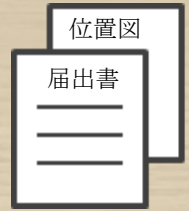
造林を完了した日から30日以内



※対象森林の所在する市町村に提出します。

**Q. 添付書類は？**

伐採届には場所の特定できる位置図等の添付をお願いします。



**Q. 提出をしなかったらどうなる？**

指導に従わず悪質であると認められる場合は、森林法に基づき罰せられる場合があります。

**【お問い合わせ】**

伐採地を所管する市町村 林務担当課もしくは  
岐阜県 林政部 林政課 森林計画係  
電話（代表）058-272-1111（内線 3025）